

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

1. 感染防止のための基本的な考え方

国立能登青少年交流の家（以下、「施設」という。）は、政府、石川県、羽咋市の方針並びに「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」に基づき、新型コロナウイルス感染防止に関するリスク管理を徹底して取り組むこととし、学校をはじめ青少年教育団体の方々に対して、できる限り安心・安全な体験活動を提供することを目指して取り組むこととする。

このため、施設の規模、利用団体の計画や主催事業の内容を十分に踏まえ、施設及び活動フィールド内において、施設職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び施設を利用する者（以下、「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場での会話や発声では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2. 感染防止に対する施設運営の具体的対策

（1）総論

新型コロナウイルス感染防止対策にあたっては、石川県・羽咋市の方針や公立施設の状況を踏まえ、羽咋市の教育委員会等と調整する。

感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整える。

①研修支援

- ・利用人数の制限

宿泊利用：宿泊定員の概ね半数に制限する。

日帰り利用：「1. 感染防止のための基本的な考え方」に留意し、活動内容に応じて制限する。

②教育事業

「1. 感染防止のための基本的な考え方」に留意し、利用者の対人距離を確保できる人数とする。活動内容や場所についても配慮する。

③県外からの利用団体

利用日当日において利用者の居住する都道府県又は石川県・羽咋市の方針により県をまたぐ移動がある場合で、その自粛が求められる場合は、利用を制限する。

④利用に際して特に配慮が必要な者

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・障害を持っている方、乳幼児及び妊婦については、より慎重で徹底した対応を検討する。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること

①利用者に対し、以下のいずれか一つ以上に該当する場合は利用を控えていただく。

- ・37.5度以上の発熱がある場合
- ・平熱比+1度以上の発熱がある場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・その他体調が優れない場合
- ・過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある場合

②研修室の提供

- ・研修室、講堂等

対人距離を確保するため、机・椅子の間引き又は使用不可の掲示をし、各研修室に新たな利用定員を設けて運用する。

- ・体育館、プール等

プログラムごとに、対人距離を確保できる人数で運用する。

- ・キャンプ場

対人距離を確保するため、利用定員を概ね半数以下として運用する。

③活動プログラムの提供

利用団体の計画に応じてプログラムを提供するが、「1. 感染防止のための基本的な考え方」に留意し、内容を変更して提供する。

④食事の提供

- ・利用者に対し手洗い・手指の消毒の依頼を徹底する。

- ・利用者が一定時間に集中し混雑しないよう配慮する。
- ・食堂では、最低1mの間隔を空けて座席を配置し、それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・利用者をレーンで並ばせる場合には、間隔を空けて並ばせ唾液の飛散防止のため、必ずマスクの着用を依頼する。

⑤所バスの運行

所バスを運行する場合は、利用団体と調整の上、対人距離を確保し、会話を控え、窓を開けて運行する（雨天時等は車内送風（外気循環）により、換気に留意）等の対応をとる。また、利用者は必ずマスクを着用する。

（3）宿泊者の安全確保のために実施すること

①宿泊室の提供

- ・施設内

利用者が密集することを避けるため、各宿泊室定員の概ね半数以下に制限し、ゆとりのある空間を設けるよう配慮する。

- ・テント

利用者が密集することを避けるため、各テント定員の概ね半数以下に制限し、ゆとりのある空間を設けるよう配慮する。

②フレッシュタイム・イブニングタイムの中止

当面の間中止する。

③浴室の提供

脱衣所や浴室の利用者が一定時間に集中し混雑しないよう、団体ごとの利用時間の割振りを行い配慮する。

（4）職員等の安全確保のために実施すること

- ・職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に37.5度以上の発熱があった場合、個人の平熱比+1度以上の熱が記録された場合、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、管理者は診断結果の把握に努める。
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・職員等に感染が疑われる場合（37.5度以上もしくは平熱比+1度以上の発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合、咳・咽頭痛等の症状がある場合）には、直ちに仕事を休ませる。
- ・職員等に感染が確定した場合には、その日の研修（活動）は一度中断し、

濃厚接触者の調査を行う。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(5) 利用者に感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・速やかに事前に定めた別室へ隔離を行うとともに、そのことを職員間で共有する。
- ・対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・利用団体と調整の上、感染が疑われる者は退所していただく。なお、その際、感染が疑われる者の行動履歴（使用した研修室、宿泊室等）を確認し、記録しておく。
- ・職員又は利用団体の代表者は、保健所へ連絡し、指示を受ける。
- ・感染が疑われる事例については、全て記録を残しておく。
- ・施設は、その対応状況について機構本部に必ず報告を行う。

(6) 施設管理

①施設内

- ・他の利用者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）に留意し、接触感染を予防する。
- ・職員が受付等において、利用団体等と打合せする際には、仕切りの設置や双方の机の間隔を広げる等、飛沫感染を予防する。
- ・施設の消毒マニュアルに準じて清掃、消毒、換気を可能な範囲で実施する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し、作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。

②トイレ

- ・職員等は、不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブ等）は、消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・トイレの混雑が予想される場合は、最低1mの間隔を空けた整列を促す。
- ・職員等は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

③浴室・脱衣所

- ・職員等は、不特定多数が接触する場所(床、ドアノブ、脱衣ロッカー等)は、消毒を行う。
- ・施設は、利用者の混雑が避けられるよう時間を配慮する。
- ・清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

④その他

- ・所バス使用後には、施設の消毒マニュアルに準じて清掃・消毒を行う。
- ・バスの使用に関しては、貸切バス旅行連絡会作成の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参照する。
http://www.anta.or.jp/law/pdf/covid-19_guideline_bus.pdf
- ・野外炊事用具や活動時に使用する教材・教具については、使用後に可能な範囲で消毒を行う。

3. 利用者に対する注意喚起と感染防止対策の協力要請

(1) 施設が利用団体に対して行うこと

利用申し込み時及びプログラム調整会等の際に利用団体に施設の感染防止対策について以下の事項の説明を行い、同意を得る。

- ・入所時に健康チェックを行うとともに、宿泊時には朝・就寝前の健康状態を確認し、状況の報告を依頼する。また、何らかの異常があった場合は直ちに事務室に連絡するよう伝える。
- ・利用期間中の健康チェック結果の提出を依頼する。
- ・体温計、マスク、緊急車両等利用団体が用意する物をあらかじめ伝えておく。
- ・室内の換気を定期的に行い、極力密閉空間を避けるよう協力を依頼する。
- ・室内では利用者の密度を下げるよう協力を依頼する。
- ・近距離での会話や発声、高唱を避けるよう協力を依頼する。
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒について協力を依頼する。
- ・宿泊の場合、枕カバー、シーツを適切に使用することや、団体毎で必要に応じて追加の感染防止対策を行うよう協力を依頼する。
- ・使用した宿泊室の消毒は、施設の消毒マニュアルに準じ実施する。
- ・利用団体は、事務室に入る者を限定する。
- ・利用者が退所後2週間以内に体調不良となった場合、施設へ必ず連絡を行うよう協力を依頼する。
- ・利用団体に対し、厚生労働省が配付している「新型コロナウイルス接

触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。

（２）施設が感染症防止対策として行うこと

- ・利用者に対して入所オリエンテーション時に、施設の新型コロナウイルス感染防止対策について説明を行い、協力を得る。
- ・廊下や食堂前等にある手洗い場、共有スペース等にわかりやすい「手洗いについての注意喚起」等の掲示を行う。
- ・各棟入口付近には、可能な限りアルコール消毒液等を設置する。

附記

本ガイドラインは令和３年１月１８日現在の状況に基づくものであり、今後、適宜更新する。

令和２年５月２９日策定

令和２年７月１０日改訂

令和３年１月１８日改訂

《参考》

- ・新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインについて（国立青少年教育振興機構）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組について（石川県）
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～